

V 施策の検証及び評価

1 行政による自己評価の実施

- (1) 権利委員会（子どもの権利条例第 38 条に基づき設置）への諮問事項に関わる施策について、権利委員会から示された指標に基づき、自己評価を行い公表します。
- (2) 第 2 次行動計画の実施結果について、各所管部署における自己評価を行い、権利委員会に意見を求め、その結果を公表します。
- (3) 本行動計画については、毎年度進捗状況を把握するとともに、計画の終了時において計画全体の自己評価を実施し、権利委員会の評価を求めその結果を公表します。

2 権利委員会による施策の検証と評価の実施

- (1) 人権、教育、福祉等の子どもに関わる分野の学識経験者と公募の市民で構成された権利委員会により、本市の子どもの権利に関する施策について総合的な検証を実施します。
- (2) 検証においては、子どもの権利に関する実態・意識調査を実施し、本市における子どもの権利保障の状況を把握します。また、市に対し子どもに関する施策についての自己評価を求め、その内容について検証を行います。

【推進体制及び検証・評価のイメージ】

